



今年も日帰りバス旅行を開催いたします。晴れ渡った日の十国峠の頂上からは、富士山や南アルプス、駿河湾はもとより、湘南海岸や三浦半島をご覧いただけます。昼食は、人気の「熱海後楽園ホテル」で和食膳を召し上げて頂きます。他にも、テレビで頻繁に取り上げられている、日本初の「漁港の駅」トトコや、鈴鹿かまぼこの「かまぼこの里」で、たっぷりお買物を楽しめます。詳細は、同封のパンフレットをご覧ください。

お申し込み期間は8月19日～9月13日になります。

### 無料相談のお知らせ

#### 税理士

「法人成り」、「相続」、「譲渡」など、会員の皆様の事業や生活において生じた税務問題をご相談いただけます。

【実施日】 9月11日(水)、10月9日(水)、11月13日(水)

【会場】 青梅青色申告会館3階 会議室

【時間】 各回とも 10～12時/13～16時 (お1人1件1時間)

#### 弁護士

「売掛金の回収」、「取引先とのトラブル」、「相続」など、法律問題を当会の顧問弁護士にご相談いただけます。

【実施日】 随時受付、ご希望をもとに調整させていただきます

※毎月5名まで、お一人1時間

【会場】 田中法律事務所など

#### 生命保険

「どれがいいの?」「毎月の金額が高い」などの悩みを「ファイナンシャルプランナー」の資格をもったスタッフがご相談させていただきます。

【実施日】 随時受付

各相談については申告会へご予約ください。

口座振替のご案内 ※前日までに残高の確認をお願い致します

内容	振替金額	口座振替日
青色共済	加入者お一人につき <b>6,000円</b> (R6年11月～R7年4月分)	<b>10月7日(月)</b>

#### 休館日

8月12日(月)、15日(木)、

16日(金) お盆休み

8月の全土曜、

9月14日(土) 28日(土)、

および土曜日の午後、日曜日・祝日



### (一社) 青梅青色申告会

〒198-0031 青梅市師岡町 4-7-25

TEL : 0428-23-0108 FAX : 0428-22-4788

HP : <https://www.ome-aoiro.com/>

受付時間：平日 9:00～17:00

土曜 9:00～12:00

休館：第2、第4土曜、日曜祝日

(臨時休館の場合 HP にて掲示致します)



国がつくった、安心でお得な制度

## 小規模企業共済制度

節税と退職金積立が同時にできる

小規模企業共済制度は、個人事業主の方が仕事を廃業された時に受け取れる“退職金”制度です。厚生年金や退職金がない個人事業主の方にはもってこいの制度です！  
ご興味がある方はご相談ください。

- ポイント① 無理のない掛金**  
月1,000円～70,000円の間で選べます。掛金の上げ下げも可能です。
- ポイント② 掛金は全額所得控除**  
この所得控除は節税効果大！所得税、住民税が下がる可能性があります。
- ポイント③ 退職金が貯められる**  
自分ではなかなか貯められない退職金を積立、廃業時に受け取れます。

月1,000円から始められるケガの保険

**東京青色 傷害保険** 従業員も 福利厚生にも！

傷害死亡 700万円、入院 1日 3,400円、通院 1日 1,700円

- ✓ケガによる死亡から入院、通院を補償
- ✓仕事中、交通事故のケガも補償
- ✓90才まで加入できます

日本人の2人に1人がかかるといわれています

**東京青色 がん保険** 例：35才女性・基本補償加入で 月352円！

がん診断保険金 100万円、入院保険金 1日 10,000円など

- ✓生後15日～89才まで入れます
- ✓女性特有のがんもオプション追加で補償！
- ✓先進医療の技術料もオプション追加で補償！

傷害、がん保険

【補償開始】：R6年11月1日から 【申込締切】：R6年9月20日(金)

詳細は同封のチラシ、または青梅青色申告会へお問い合わせください。  
※申し込みは半年に1回です。お早めにお申し込みください。

**健康診断 予約受付中** **ご予約はお早めに！**

生活習慣病健診 **8,000円** (青色共済加入者) / **10,000円** (未加入者)

人間ドック **35,000円** (青色共済加入者) / **39,000円** (未加入者)

日時：8月1日(木)～8月31日(土)

場所：新町クリニック健康管理センター

受診内容：4、6月の同封チラシまたはHPをご覧ください

申込方法：電話またはFAXで青色申告会へお申込みください



(一社) 青梅青色申告会

あおいろ  
だより

VOL. 190 - 令和6年8月号 -

### 着任のごあいさつ

うちだ あきひこ  
青梅税務署長 内田 昭彦



一般社団法人青梅青色申告会の皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。この度の定期人事異動で、東京国税局課税第一部から転任してまいりました内田でございます。

前任の鈴木署長同様、よろしくお願い申し上げます。

高野会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、平素より税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、青色申告制度の普及及び納税道義の高揚のために各種講習会や周知・広報活動を展開され、また、署が主催する記帳説明会等におきましては会場提供及び説明講師の派遣をいただき、さらには確定申告期の「青色コーナー」におきましては、36日間という長期にわたって従事いただくなど、多大なるご尽力をいただいております。

こうした皆様方のご尽力と熱意ある活動に対しまして、深く敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

さて、昨今の急激な円安や世界的な物価の上昇は、私どもの国民生活や経済活動に深刻な影響を与えており、事業活動を営む会員の皆様方も同様にご苦労されていると思います。その対策の一環として実施される定額減税につきましては、従業員に対する源泉徴収や予定納税の減額申請など、会員の皆様方の相談対応を行っていただいているところであり、ご対応に感謝申し上げます。

また、国税当局においては、納税者利便の向上や税務行政全体の効率化に加え、社会全体のDX推進への貢献も図る観点から、税務行政のDXの更なる推進に取り組んでおり、貴会との連携・協力は欠かせないものと考えております。

引き続き会員の皆様に対しまして、e-Taxの利用やキャッシュレス納付など、業務のデジタル化促進を働き掛けていただきますよう、お願い申し上げます。

結びにあたり、一般社団法人青梅青色申告会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を祈念いたしまして着任の挨拶とさせていただきます。

### 青梅税務署 7月の人事異動

職名	着任		
	氏名	前職名	
署長	うちだ あきひこ 内田 昭彦	国税局課税第一部 統括実査官	
副署長	かわかみ まさのり 川上 真永	留任	
総務課	課長	まなか さちよ 真中 幸代	八王子税務署 資産課税第1部門 統括調査官
	課長補佐	さくま こうじ 佐久間 真司	留任

職名	着任		
	氏名	前職名	
第1部門	統括調査官	ありみつ ゆたか 有光 豊	荻原税務署 個人課税第一部 統括調査官
	連絡調査官	きはら のりお 木原 教夫	留任
	指導上席	ひぐち あきと 樋口 彰人	留任
第2部門	統括調査官	おおの ゆみ 大野 裕美	国税局査察部 主査
第3部門	統括調査官	まさすみ 馬場 正純	留任
第4部門	統括調査官	えなり みちこ 江成 美智子	留任

担当統括官のお知らせ 青梅税務署個人課税部門では、本会の支部別に担当官を決め、税務相談に当たっております

個人課税部門統括官	担当支部	個人課税部門統括官	担当支部
第1統括官 有光 豊	日の出・北建・南建・三田・自転車・理容	第3統括官 馬場 正純	青梅東部・貸家・瑞穂・奥多摩・共栄会
第2統括官 大野 裕美	秋川・河辺・歯科医師会・福生・相互会	第4統括官 江成 美智子	霞・羽村・千ヶ瀬・青梅・吉野・五日市

# 令和6年分所得税の定額減税について

令和6年分所得税について、定額による所得税の特別控除（定額減税）が実施されることとなりました。

## 定額減税とは

「定額減税」は、納税者本人と、その方の扶養親族などの人数により減税額が決まります。定額減税額を令和6年分の所得税額及び個人住民税所得割額から差し引くことにより、税額負担を軽減することができます。

定額減税額	所得税	個人住民税
本人分	3万円	1万円
同一生計配偶者又は扶養親族（注1, 2）	1人につき3万円	1人につき1万円

※本人、同一生計配偶者及び扶養親族はいずれも、居住者（国内に住所を有する、もしくは現在まで引き続いて日本に1年以上居所を有する方）に限ります。

【注1】同一生計配偶者とは、納税者本人の配偶者でその納税者と生計を一にする人のうち、合計所得金額が48万円以下の人（青色事業専従者等は除きます）をいいます。

【注2】扶養親族とは、納税者本人と生計を一にする人のうち、納税者の配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）で合計所得金額が48万円以下の人（青色事業専従者等は除きます）をいいます。

「定額減税」は、控除できる所得税額及び個人住民税所得割がある方が対象になります。なお、定額減税額がその方の所得税額や個人住民税額を超える場合には、それぞれの税額を控除した後に、控除しきれないおおよその額が市区町村から給付されます。

## 所得税の定額減税の対象となる方

令和6年の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である居住者の方が対象です。（居住者については上記※参照）

## 定額減税の実施方法（個人事業主・不動産所得者）

### 《確定申告による控除》

原則として、令和6年分の所得税の確定申告（令和7年1月以降）の際に、所得税の額から定額減税額を控除します。

### 《予定納税における控除》

予定納税の対象となる方については、令和6年1期分の予定納税額（7月）から本人分に係る定額減税額が控除されます。

（注）特別農業所得者（農業所得の金額に係る一定の要件を満たすものとして申告等をしている方）については、第2期分予定納税額からの控除になります。

	減額申請の期限	納期限（振替日）
第1期予定納税分	令和6年7月31日（水）	令和6年9月30日（月）
第2期予定納税分	令和6年11月15日（金）	令和6年12月2日（月）

○同一生計配偶者又は扶養親族に係る定額減税額については、予定納税額の減額申請の手続きにより第1期分予定納税額又は（第1期分から控除しきれない場合は、控除しきれない金額は）第2期分予定納税額から控除されます。

○確定申告の際には、予定納税額も踏まえて、最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算を行うこととなります。確定申告による精算に関する手続きについては、後日改めて国税庁ホームページに掲載されます。



国税庁定額減税特設サイト

私も青色申告会会員です



今回、取材させていただいたのは、青梅青色申告会会長、高野明氏のお面作りの会「彫和会」です。

会長のお宅に伺うと、数名の方が楽しそうに作業中でした。風情ある囲炉裏を囲む壁一面に、お面が飾ってあります。作ったお面は、お祭りやお囃子、文化祭などで使われることも。ここでは主に能面と神楽面を制作されています。能面は江戸時代のものの資料を見ながら、寸分たがわず作らなくてはならず、そこが難しくもあり面白いそうです。神楽は、文字通り、「神様を楽しませる」ための舞踊であり、見た目がユーモアで表情豊かなお面が好まれます。同じお面でも、作り手によって表情が様々でした。

会長は14年ほど前にお面作りをしている方と知り合い、遊びに行ったのがきっかけで、お面作りの世界に魅了されました。現在ではお仲間も増え、毎週、お面作りの会を開催しています。元々の職業も様々で、お面作り経験が2、3年の方から10年以上の方まで幅広く参加されています。

お面作りは、大きな一枚板（桐やヒノキ）から掘り始めます（写真参照）。その10センチくらいある一枚板を、型に合わせてノミで削っていきます。顔の表情ができたなら、裏面を彫ります。彫り終わったら、胡粉（貝殻を粉にしたもの）に、膠（にかわ・魚の皮や骨で出来ていて、お面に胡粉を接着する）を混ぜたものを塗ります。5、6回胡粉を塗ってはサンドペーパーをかけます。その後、色とりどりの顔料で着色します。一つのお面を作るのに、早くも2週間、長いと3、4カ月掛かることもあるそうです。

皆さん、慣れた手つきで、楽しそうに作業に励んでおられました。彫る道具は毎回研いで大事に使っているそうです。参加者のおひとりに、「何かお面づくりで大変なことはありますか？」と伺ったところ、「このようなお面作りの場所を提供していただいて感謝しているし、とにかく楽しいので、なにも大変に感じることはありません。」と笑顔で仰っていました。



【上段】彫り始める前の一枚板  
【下段】計算して作られた図面に合わせて立体的に彫ります



彫刻刀も丁寧に扱います



【上段】胡粉  
【下段】顔料

高野明会長



壁一面に、作品が飾ってあります。



令和5年11月「彫和会」メンバーと燕三条にて道具の視察